

消費税率の改定等の影響について

1. 消費税率の改定

(1) 消費税率改定の概要

令和元年10月1日より、消費税及び地方消費税の税率（以下税率という。）が10%に引き上げられる。なお、低所得者対策として、対象品目については、標準税率から軽減した税率が適用される。

○改定税率

標準税率 10%（消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%）

軽減税率 8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%）

○軽減税率適用品目

下表のとおり

軽減税率（8%）		標準税率（10%）	
飲食料品	精米、野菜、精肉、鮮魚、乳製品、パン類、菓子類など	飲食料品に該当しない	家畜用動物、観賞用の魚
	食用の水		保冷用の氷、ドライアイス
	ミネラルウォーター		水道水
	ノンアルコールビール、甘酒、みりん風調味料（アルコール1%未満）		酒類 （ビール、ワイン、日本酒、みりん、料理酒など）
飲食料品の譲渡	テイクアウト、出前	飲食料品の譲渡に該当しない	レストラン、出張料理、屋台などでの食事
	学校給食、有料老人ホームなどで提供される食事		社員食堂、学生食堂での食事
	ホテルや旅館の客室冷蔵庫内の飲料		ホテルのルームサービス
	果物狩りで収穫した果物の購入		果物狩りで収穫した果物の果樹園内での飲食
新聞の譲渡	週2回以上発行される定期購読の新聞	新聞の譲渡に該当しない	電子版の新聞 コンビニなどで販売される新聞

(2) 学校給食に適用される税率

令和元年8月2日付文部科学省通知「学校給食費に係る消費税の適用税率について」によると、学校給食に適用される税率はその実施形態により異なる。（下表参照）

本市の小学校及び特別支援学校の給食は、給食費を学校長の口座で管理する「私会計」の方式であり、税法上食材購入等については、保護者等が「私会計」を通して単に食材等を購入しているものと解される。したがって、本市の学校給食の食材購入等に係る負担税率は、食材等を購入する際の税率（酒類等を除き基本的には軽減税率）がそのまま適用される。

会計処理	実施方法等	保護者が負担する学校給食費に係る適用税率	
		全ての児童又は生徒を対象	希望する児童又は生徒を対象（選択制）
公会計 (学校設置者の会計)	学校の設置者が学校給食を提供	8%	10%
私会計	食材を購入	基本的に8%	
	民間業者に委託して「弁当形式」で納入	8%	
	民間業者に委託して民間業者が調理して提供	10%	

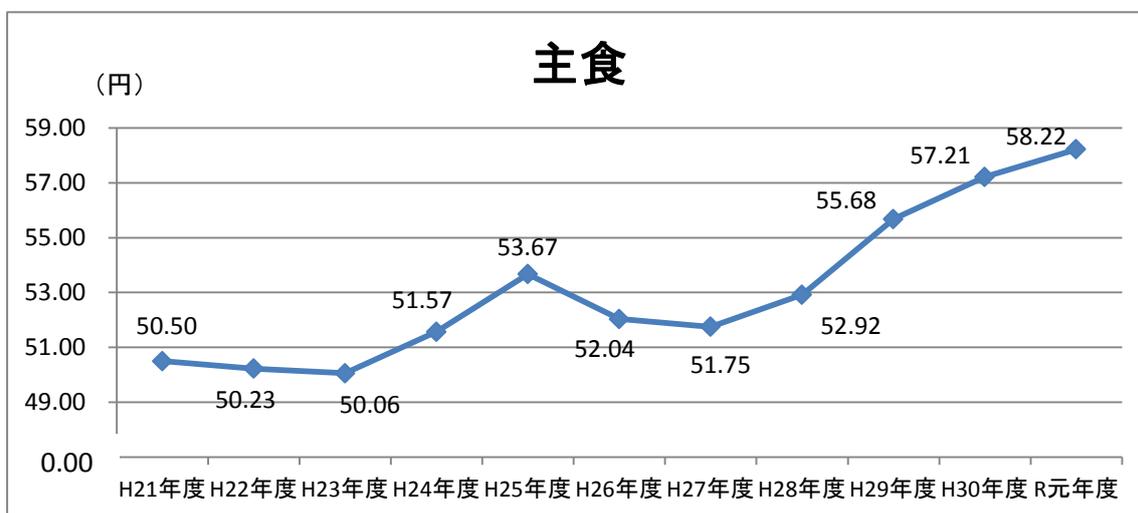
(3) 消費税率改定に伴う学校給食会計への影響

(2) のとおり、料理ワインや料理酒等の酒類は税率が10%になるため価格が上昇する。また、軽減税率が適用される品目についても、税率改定に伴う事務コストやシステム改修費の純増、食材配送に伴う燃料代や消耗品（包装費等）に係る経費等の上昇により、食材価格の引き上げを表明している団体等もある。税率改定の影響については現時点では不透明な部分も多く、今後の食材価格の変動状況について注視していく必要がある。

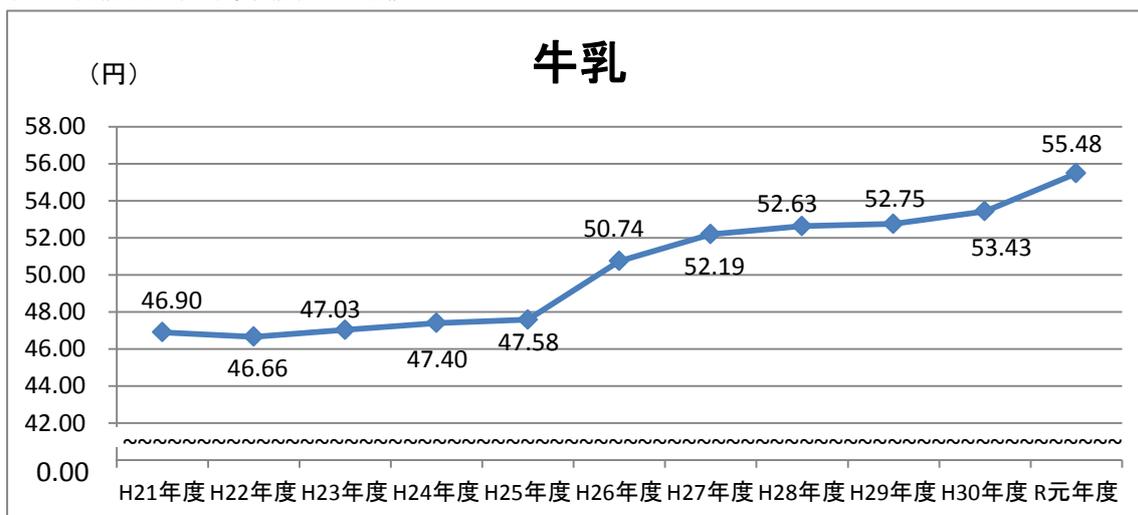
2. 食材価格の状況

食材価格については、主食、牛乳価格が毎年上昇しており、副食価格を抑えることで現行給食費（260円/食）を維持している。なお、副食食材の価格については、平成30年度実績では対前年度比で、肉類はやや下落、魚類はやや上昇、野菜類は葉物等は下落・根菜等は上昇していた。副食食材、特に野菜類の価格はその年の天候等に大きく影響を受けるため、年度間のばらつきが大きい。

(1) 主食価格（1食単価）の推移

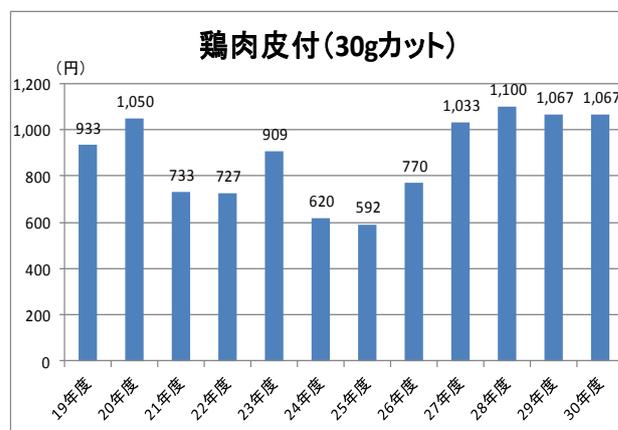
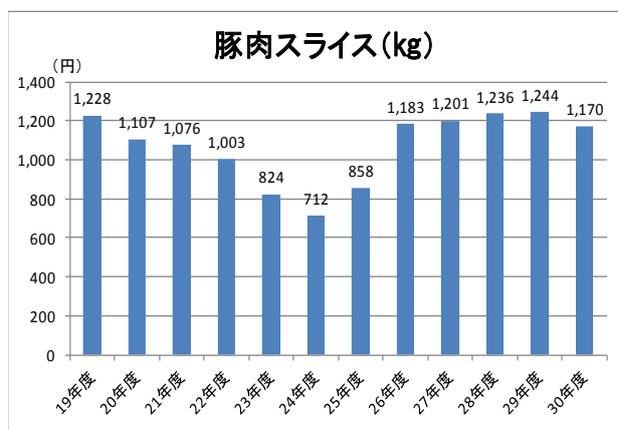
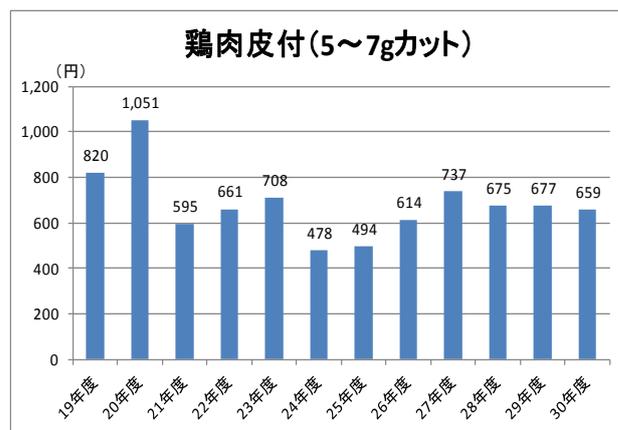
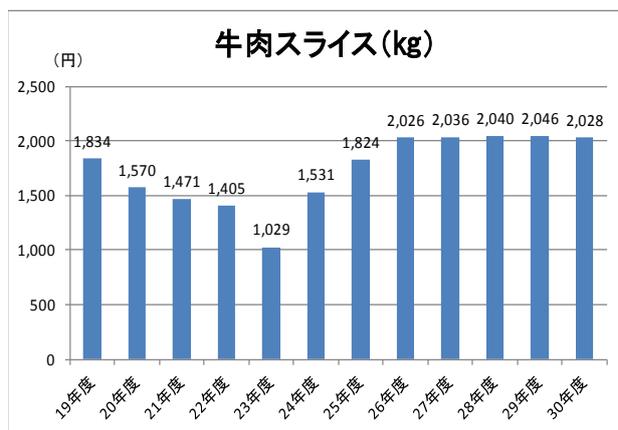


(2) 牛乳価格（1食単価）の推移

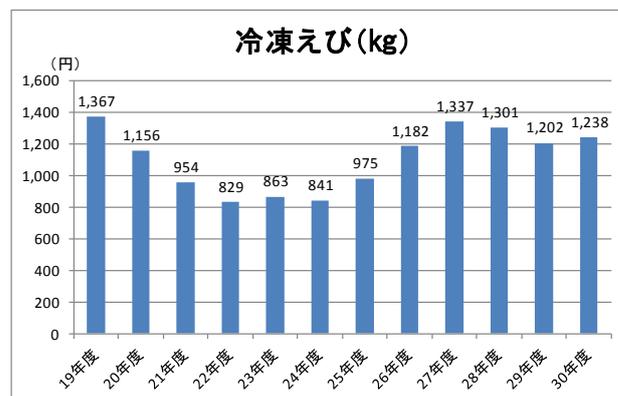
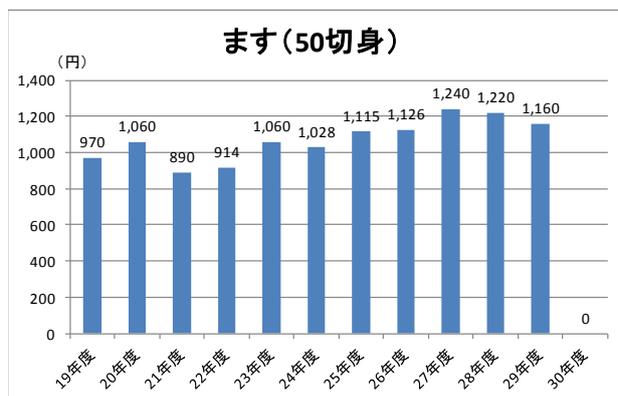
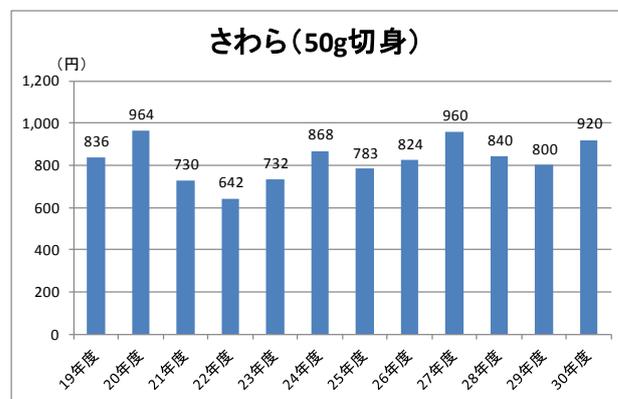
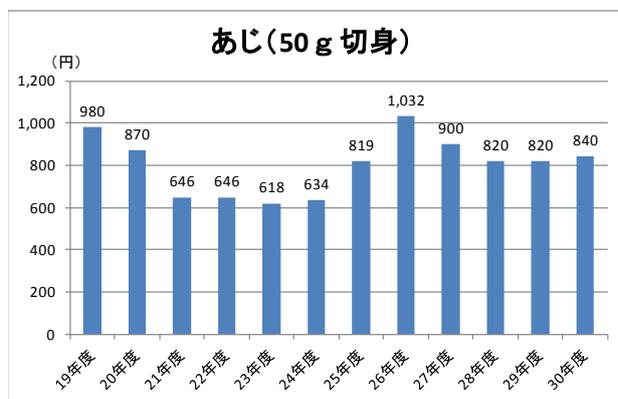


(3) 副食食材価格（1kgあたり）の推移

①肉類



②魚類



③野菜類

